

「確定拠出年金制度について」の一部を改正する通知案に関する御意見募集(パブリックコメント)に対して寄せられたご意見について

令和3年9月27日  
厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課

標記につきましては、令和3年6月25日から令和3年7月24日までインターネットのホームページを通じてご意見を募集したところ、5件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する考え方につきまして以下のとおりご報告いたします。

| No | ご意見等の内容  | ご意見等に対する考え方  |
|----|--|--|
| 1  | <p>1. 確定拠出年金制度について(平成13年8月21日年発第213号)<br/>(1)企業型年金規約の承認基準等に関する事項</p> <p>2. 確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について(平成13年9月27日企国発第18号)<br/>(1)企業型年金規約の承認基準に関する事項</p> <p>あまり賛成できない。<br/>企業型年金については、就労がある限り加入可能とするのが妥当と考えるが、ここで年齢の制限を加えるのは適切でないとする。<br/>(なお、もし加えるとしても高齢者医療制度等に該当するようになってからの年齢設定(現在であれば65歳(これはWHOによる高齢者の定義とも合致している。))とするのが妥当と考える。)</p> | <p>現在、企業型年金の加入資格は60歳(規約に定めることにより60歳以上65歳未満の一定の年齢)に達したときに喪失することとなりますが、昨年公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第40号)において、当該年齢到達による資格喪失要件が削除されたところです。(令和4年5月1日施行)</p> <p>当該改正は、これまで確定拠出年金法により定められていた年齢到達による資格喪失を、労使合意による「一定の資格」として定めることができるよう改正するものであり、年齢の制限を新たに加えるものではありません。</p>  |
| 2  | <p>1.確定拠出年金制度について(平成13年8月21日年発第213号)<br/>(2)運用の方法の除外に関する事項</p> <p>あまり賛成できない。<br/>「既に保有している運用の方法の売却を伴わない方法」が不確定に過ぎると考える。</p> <p>除外することができる方法については、法令又は通知で方法を指定するのが良いのではないかと考える。<br/>また、除外を行う場合は、その報告を行うのが適切と考える。</p>  | <p>運用の方法を除外するにあたっては、確定拠出年金法において当該除外する運用の方法を選択して運用の指図を行っている加入者等の3分の2以上の同意が必要とされています。</p> <p>除外することが決まった運用の方法は、これまでは、保有している運用の方法を売却することとしていましたが、その運用の方法の特徴等によっては、保有している商品を売却しない方が適当な場合もあることから、当該改正により、運用の方法の除外方法として、「既に保有している運用の方法の売却を伴わない方法」による除外もできるよう、対応の選択肢を追加するものです。</p> <p>なお、3分の2以上の同意が取得でき、運用の方法を除外することが決定した場合は、確定拠出年金法において当該除外する運用の方法を選択して運用の指図を行っている加入者等に対して通知することとされています。</p> |
| 3  | <p>2. 確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について(平成13年9月27日企国発第18号)<br/>(2)事業主掛金の額の算定方法その他その拠出に関する事項</p> <p>現行の規約承認事項から予測可能性を増す様な内容のものと思われたが、であれば賛成である。</p>   | <p>当該改正は、事業主掛金を毎月拠出する以外の方法により拠出する場合、又は、確定拠出年金法施行令第11条各号に掲げる額を超えて拠出する拠出区分期間がある場合のいずれかに該当することがあるときは、その旨を企業型年金規約に規定させることにより、事業主掛金の額の算定方法を明確化するものです。</p>   |
| 4  | <p>1. 確定拠出年金制度について(平成13年8月21日年発第213号)<br/>(3)その他、改正法の施行に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2. 確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について(平成13年9月27日企国発第18号)<br/>(3)その他、改正法の施行に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>見ていないので意見を行えない。</p>  | <p>所要の改正とは、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第40号)等の一部の施行に伴い、条項の移動等について改正するものです。</p>   |
| 5  | 賛成です。  | ご賛同のご意見として承ります。  |